

通所型サービス C（短期集中予防サービス）
利用契約書（兼重要事項説明書）

様

医療法人 明誠会 白根医院

利用者「契約者」と事業者「白根医院」（以下、「事業所」という）は、通所型サービス（短期集中予防サービス）（以下「通所型サービス」という）の利用について以下のとおり契約を締結します。

1 通所型サービス事業者（法人）の概要

名称	医療法人 明誠会 白根医院
代表者	理事長 白根 澄男
所在地・連絡先	(住所) 島根県安来市荒島町 1817-1 TEL 0854-28-7000 FAX 0854-28-7725

2 事業所の概要

(1) 事業所名称

事業所名	白根医院
サービスの種類	通所型サービス C（短期集中予防サービス）
所在地・連絡先	(住所) 島根県安来市荒島町 1817-1 TEL 0854-28-7000 FAX 0854-28-7725
管理者の氏名	理事長 白根 澄男
利用定員	10名
事業実施地域	安来市

3 事業の目的

通所による運動・口腔・栄養に関するプログラムを短期間集中的に提供し、利用者が要支援・要介護状態になる事を予防するとともに、自ら継続して介護予防に取り組み、地域で自立した生活が維持できるようサービス提供することを目的とします。

4 提供するサービスの内容

① 機能向上プログラム

リハビリ専門職（理学療法士）による生活機能の改善や意欲の向上を促すもので、日常生活機能の向上を目的とした運動・口腔・栄養に関するプログラムを実施します。

② 送迎

当事業所の送迎車でご自宅まで送迎いたします。

※車両ならびに道路状況に応じて、乗降場所等を相談させていただく場合があります。

※大雨、洪水、暴風、大雪等の悪天候により送迎が困難と判断した場合、ご利用者様へご連絡いたします。状況によってはお休みとさせていただく場合もありますのでご理解をお願いいたします。

③ 健康チェック

血圧・体温・脈拍・呼吸・病状等チェック

日常の健康観察とともに健康管理に努めます。また、緊急時等必要な場合は主治医あるいは協力機関などに責任をもって引き継ぎます。

5 営業日時

会場	白根医院 整形外科
日時	毎週 土曜日 9:00～12:00 の間の 2 時間 ※ただし、国民の祝日(振替休日含)及び年末年始（12/30～1/3）及び夏季休暇を除きます。

6 キャンセルについて

できる限り前日までに中止・変更についてご連絡ください。

利用者の様態の急変等、やむを得ない場合においては遅くとも当日の午前 9 時までに中止の旨のご連絡をお願いいたします。(連絡先・0854-28-7000)

7 サービス提供体制

管理者 1 名
理学療法士 1 名以上
栄養士 1 名
歯科衛生士 1 名
看護職員 1 名以上
介護職員 1 名以上

8 費用

費用	無料
その他	必要経費の実費負担を求める場合があります。

9 支払方法

基本的に無料をご利用いただけます。

万が一実費負担が発生した場合は都度請求を行います。

10 契約期間

令和●年●月●日から原則およそ3か月とします。ただし、利用状況を踏まえ、延長することが必要と判断した場合、利用者ならびに事業所の間で協議のうえ3か月延長できるものとします。

11 契約終了

利用者は、事業所に対して7日間の予告期間を置いて文書等で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間は7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

12 守秘義務

- ① 事業所は、サービス提供をするうえで知り得た利用者に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業所は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者のケアプランの立案や関係者間において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- ③ 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

事業者が得た利用者様の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的には利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者様またはご家族様の了解を得るものとします。

(2) 利用目的

- ・利用者様に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施する
- ・サービス担当者会議での情報提供のため
- ・医療機関、福祉事業所、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ・利用者様が医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- ・その他サービス提供で必要な場合
- ・上記に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

13 緊急時・事故発生時の対応、苦情受付について

(1) 苦情受付窓口

当事業所利用者様相談窓口	窓口責任者：齋尾 峻太 ご利用時間 月・火・木・金 8：30～18：00 水・土 8：30～12：00 (水午後、土午後、日、祝日、夏季休暇・年末年始(12/30～1/3)を除く ご利用方法：電話 0854-28-7000
--------------	---

苦情があった場合は、直ちに担当者が利用者またはご家族と連絡を取り、詳しい事情を確認します。

担当者が必要であると判断した場合は、管理者まで処理結果を報告します。

苦情の内容・処理結果は台帳に記録を保管し、再発防止に役立てます。

14 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変等があった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医

病院名	
所在地	
氏名（医師名）	
電話番号	

緊急時連絡先（ご家族等）

氏名（続柄）	様（ ）
住所	
電話番号	

15 身体拘束

当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し原則として利用者に対し身体拘束は行わない方針です。ただし、利用者または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高く、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代用しうる看護・介護方法がない場合、また、身体拘束その他の行動制限が一時的である場合、身体拘束を行うことがあります。その場合、ご家族に説明し同意を得るものとします。

また身体拘束を行った際には、医師が診療録にその状態を記載します。

16 非常災害時の対策

施設は非常災害に関する具体的計画を立てておくと共に非常災害に備えるために次の設備設置並びに訓練を実施します。

1. 消防法に基づく諸設備の完備、有資格者による定期点検
2. 年2回避難用誘導訓練
3. 年2回消火及び通報訓練

17 サービス利用に当たっての留意事項

・留意事項

- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

・禁止事項

1. 外出
2. 喫煙
3. 火気（ライター・マッチ等）の持ち込み
4. 危険物（刃物等）の持ち込み
5. 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
6. 飲酒状態
7. 営利目的（勧誘等）
8. 宗教活動
9. 政治活動
10. 他利用者への迷惑行為
11. 利用時間中に服用するお薬があれば用法等、事前に申し出てください

18 便宜の提供

万一、サービス利用期間中にサービスの中止・事業所の閉鎖などがある場合は直ちに以下の対応をします。

○早期の情報提供と丁寧な説明

- ・中止、閉鎖の理由、今後のスケジュール、利用できなくなる時期などを明確に説明します。

○代替サービスの紹介と調整

- ・利用者様が継続してサービスを受けられるよう、地域の他の事業所や関連サービスの情報を提供します。
- ・ケアマネジャーと連携し、利用者様の意向や状況に合った代替サービスが見つかるよう、積極的に調整を行います。

○円滑な引継ぎの支援

- ・新しいサービスへの情報提供書や個別サービス計画書、服薬情報、既往歴、ADL など、必要な情報、書類を速やかに準備し、引継ぎがスムーズに行われるよう協力します。

19 その他

○お迎えの時間は、交通事情等により遅れる事があり、その時はご自宅にお電話致しますので、職員が伺うまでご自宅でお待ちください。

○来所後、健康チェックの結果、運動ができない状態と判断した場合、看護師または他の職員の指示に従っていただきます。

○体調が悪い場合、又は、ご利用中に体調が悪くなった場合には、サービス内容を変更又は中断することがございます。その場合、ご家族様に連絡の上、適切に対処いたします。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等の措置を講じます。度重なる中断が発生する場合には、ご契約内容の変更等につきまして、ご相談致します。

